

谷津田等の保全推進に関する検討会設置要綱

(設置)

第1条 本市における谷津田及び周辺斜面樹林等から成る自然環境（以下「谷津田等」という。）の保全推進について必要な事項を検討，協議するため，谷津田等の保全推進に関する検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は，次に掲げる事項とする。

- (1) 谷津田等の保全施策指針の策定に関すること。
- (2) 保全施策指針に係る各部局の施策に関すること。
- (3) 施策の推進体制に関すること。
- (4) その他，保全施策指針の策定，推進に関し必要な事項。

(組織)

第3条 検討会は，会長，副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は，環境局環境保全部長をもって充てる。
- 3 委員は，別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は，検討会を代表し，会務を総理する。
- 5 副会長は，環境局環境保全部環境保全課長をもって充てる。
- 6 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 検討会の会議は，会長が召集し，会議を主宰する。

- 2 会長は，必要に応じて，委員の一部をもって会議を行うことができる。
- 3 会長は，必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に参加させることができる。

(幹事会)

第5条 第2条に規定する所掌事項の円滑な推進を図るため，検討会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は，別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会には，会長を置き，環境保全課長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は，会長が必要に応じて召集し，その議長となる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は，環境局環境保全部環境保全課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか，検討会の運営に関し必要な事項は，会長が定める。

附 則

この要綱は，平成15年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年4月1日から施行する。

別表第1 検討会

職 名
総合政策部長
環境保全部長
農政部長
農業委員会事務局長
公園緑地部長
学校教育部長

別表第2 幹事会

局 部 名	職 名
総合政策部	政策企画課長
環境保全部	環境保全課長
農 政 部	農政課長
	農業環境整備課長
	農業経営支援課長
	農業生産振興課長
農業委員会	主幹
公園緑地部	緑政課長
学校教育部	指導課長